

訪問型サービス（独自）サービスコード表

令和元年 10月1日から

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1111 訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度) 1,172 単位	1,172	1月につき
A2	1114 訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,055	
A2	2111 訪問型サービスⅠ日割	イ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度) 39 単位	39	1日につき
A2	2114 訪問型サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35	
A2	1211 訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度) 2,342 単位	2,342	1月につき
A2	1214 訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,108	
A2	2211 訪問型サービスⅡ日割	ロ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度) 77 単位	77	1日につき
A2	2214 訪問型サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A2	1321 訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度) 3,715 単位	3,715	1月につき
A2	1324 訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,344	
A2	2321 訪問型サービスⅢ日割	ハ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度) 122 単位	122	1日につき
A2	2324 訪問型サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	
A2	2411 訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度) 267 単位	267	1回につき
A2	2414 訪問型サービスⅣ・同一		※1月の中で全部で4回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	240	
A2	2511 訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度) 271 単位	271	
A2	2514 訪問型サービスⅤ・同一		※1月の中で全部で5回から8回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	244	
A2	2621 訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度) 286 単位	286	
A2	2624 訪問型サービスⅥ・同一		※1月の中で全部で9回から12回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257	
A2	1411 訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費 (独自) (短時間サービス)	事業対象者・要支援 1・2 (20分未満) 166 単位	166	
A2	1414 訪問型短時間サービス・同一		※1月につき22回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	149	
A2	8000 訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001 訪問型サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8002 訪問型サービス特別地域加算回数	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2	8100 訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101 訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8102 訪問型サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110 訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111 訪問型サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8112 訪問型サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	4001 訪問型サービス初回加算	チ 初回加算		200 単位加算	200 1月につき
A2	4003 訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100
A2	4002 訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A2	6269 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	
A2	6270 訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273 訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2	6278 訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279 訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ	ル 介護職員等特定	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算	

※赤字は変更・水色は新設を表しています。